

笠置町監査委員告示第5号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和5年6月29日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日	時	令和5年4月25日(木)
		午前9時から午後0時30分まで
場	所	笠置町役場2階 議員控室
監査対象		1 令和4年度指摘事項に対する対応について
収受資料等		なし

2. 監査内容

令和4年度に実施した定期監査において監査委員より指摘した事項に対する各課の対応状況について改めて確認をするため本監査を実施した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

令和4年度指摘事項に対する対応について

(時間外勤務に係る職員配置、組織見直し等について)

時間外勤務に係る予算について、令和4年度から各課管理としたことで、時間外勤務命令の取り扱いが改めて徹底され、令和3年度と比較して令和4年度は減少傾向にあると伺っている。また、休日出勤についても出来得る限り振替休日としての対応を徹底したことで、休日確保に伴う職員の体調管理にも繋がっているとのことであった。

本来、超過勤務が恒久的に発生するということは人員や事務量の問題等、組織を見直す指標がそこには包含されていることから慎重に分析をされたい。

なお、令和5年度より一部イベント事業を再開することに伴う時間外勤務の増加が懸念されるが、イベント運営については町づくり会社に委託するとのことであったが、町づくり会社の担当者が商工観光課職員を兼ねるのであれば、双方の仕事の切り分け及び業務管理を適切に行われたい。体制見直し等に伴う超過勤務の減少ではなく、端的に事務をすり替えた、誤魔化したと捉えられることがないように整理されたい。

次に、会計年度任用職員の中に管理職である担当課長を任命している者があるとのことだが、他の会計年度任用職員との兼ね合いもあることから対外的にその取扱いが必要な根拠を早急に整理されたい。

(寄附金の活用について)

未来っ子交付金については、子ども子育てに関する寄付金を活用して令和4年度に引き続き令和5年度も実施し、観光事業に関する寄附金については、各種イベントに充当することを考えていると伺っている。

また、今年度より新たに発足した企画調整課とも相談の上、各課の職員で構成される企画調整課チームからのアイデアも取り入れたい意向があり、活用実績については、決算認定または当初予算の際には公表を検討しているとのことであった。

再三、意見を付しているが、ふるさと納税を活用した事業で町のPRを行い、その結果より一層のふるさと納税へと繋がり、それを活用して新たに事業を構築するという循環型の思考を持ってもらいたい。例えば、主権者教育に係る内容で中学生からカレンダーを作ってはどうかという提案があり、そこにフォトコンテスト等を

連動させることで受賞者のアイデンティティーを汲み取ることができる。それはカレンダーの売上にも関わることであり、関係人口の形成にも繋がることから一つの政策となる。財源が乏しい自治体だからこそ、その点を改めて認識され、庁内で活発な協議を行っていただきたい。

(新規事業立案に係るプロセスについて)

令和5年度予算については、事業計画の中に主要事業調書を作成して、予算ヒアリング時には企画調整課も同席の上、総合計画に基づいた意見を聴取しているが、事業立案という点については、職員が不慣れなこともあり研修が必要である旨を伺っている。

新規事業立案がないとしても、継続事業については前例踏襲では何も進歩がないことに気付いてもらいたい。事業見直しをすることで改善点が必ず見出せることから、まずは認識を改められたい。

再三、意見を付しているが、結果的には今年度の予算編成が最も象徴されたことであり、それに伴う当初予算の否決であったと感じている。

(クリーンセンターの方向性について)

建屋の角にある盛土が崩れていること等があり、将来的にはクリーンセンターの廃止は決定事項ではないものの、やむを得ないと伺っているが、クリーンセンターの再稼働が困難であることは重々理解している。

そうではなく町として本件についてどのような方向性や考えを持っているのか一向に聞こえてこない。廃棄物処理問題は非常に困難な問題であることから、町としての志を持った上で課題解決に向き合ってもらいたい。

(いこいの館の裁判に係る公共料金の免除について)

債権の管理に関する条例制定に向け、他自治体の制定状況等を調べた上でパブリックコメントを実施した後に議会に上程をすることと伺っている。また、パブリックコメントはHP上で募集を行うとともに広報誌でもお知らせをする必要があるとのことであった。

和解をした以上、現実的には相手方からの支払いは見込めないことから、処置を

施す方法を条例で定めないことには道義的な問題が残ったままとなる。私債権の減免を認めることで、同様の案件が発生した場合に認めざるを得なくなることから慎重に進めるとともに、免除期間である5年、10年等の課題を整理して問題点を浮き彫りにされたい。

(地域活性化起業人や地域プロジェクトマネージャーについて)

まずは何を成し遂げたいのか方向性及び目的を明確にし、具現化する必要がある、自治体と企業との間に新たな共通価値を作り出すためのパートナーシップが必要となるわけだが、笠置町では既存の事務に単に従事してもらっているだけに見受けられることから、企業の価値、町づくりとしての町の価値というものが相対的に向上しているのか疑問に感じるところである。制度の在り方及び必要性について改めて整理をするとともに、どのような価値を生み出せるのか適切に説明の上、適宜評価を実施されたい。

(いこいの館の方向性について)

民間事業者の参入による、経営ノウハウや技術力、宣伝力を活用しないことにはいこいの館の再建事業は困難であり、経営分析や目指す施設像、また事業者参入を図る手立て、募集要項についての助力を求めるためコンサル委託を考えていると伺っている。また、再開は令和7年度を目指し、経費削減のためデイサービスとの空調設備の分離を検討しているとのことであった。

そもそも施設の修繕について民間事業者を想定しているのであれば、事業者が自分達の持っているノウハウで修繕箇所については一定想定することができる。なお、募集要項の策定についても、温浴施設を抱えている自治体を参考にすれば策定は可能であり、経費の削減にも繋がり事務処理も捗るのではないか。また、経費削減のため空調分離を検討しているにも関わらず多額のコンサル費用を支出することは方向性として矛盾がないか疑問である。

(地域おこし協力隊の任期満了後、笠置町で活動してもらえる受け皿となる制度設計について)

令和4年6月に笠置町地域おこし協力隊企業支援補助金交付事業を制定したと

伺っている。任期満了後に一定の要件を満たせば 100 万円を助成できる制度であるとのことであった。

本制度についても、自治体が人手不足を補うために活用するのではなく、目的を明確に示した上で人材を雇用すべきであろう。例えば、You Tuber として地域おこし協力隊を雇用するのであれば、笠置キャンプ場は中年の男性キャンパーが多いことから、試しに女性を採用してみて、キャンプステッカーを配布しながら PR を行い、チャンネル登録者数月 100 人を目標に活動してもらおう。年間 9 万人がキャンプ場には来場されるので、配布先が重複したとしても年間では登録者数 1,000 人を達成でき、任期である 3 年間で 3,000 人となる。任期満了後は自身で引き続き継続してもらうことも考えられる。また、任期中にはグッズを作成して、ふるさと納税の返礼品にすることで財源確保に寄与することも可能である。上記のようなアウトカムを見据えた方向性を応募の時点から構築しておくべきではないか。

以 上